

国道国技第183号
令和8年2月17日

北海道開発局長 様
各地方整備局長 様
内閣府沖縄総合事務局長 様

国土交通省道路局長
(公印省略)

令和8年3月から適用する鋼橋積算基準の単価について

鋼橋積算基準(令和8年2月 日付け国道国技第183号)における単価については、下記のとおり決定したので通知する。

記

対象となる単価及び適用

- 1) 直接労務単価(鋼橋製作工) 32,700円

令和8年3月1日以降に入札書提出締切日が設定されるものから適用する。また、令和8年3月31日までに新たな単価の決定を行わない限り、令和8年4月1日以降もこの単価を引き続き適用することとする。

以上